

◆戸籍謄本の取寄せについて

日本から郵送してもらわなくて済むようになりました！

旅券の初申請や、失効後の申請、変更手続きには、発行から6か月以内の戸籍謄本(抄本は不可)の提出が必要です。

2025年3月24日より、日本の本籍地役場にて戸籍謄本を、電子証明として符号(番号)で入手、提出いただけるようになりました。正確な名称を、「**戸籍電子証明書提供用識別符号**」といい、パスワードのような役割をする、16桁の数字になります。

●入手の際は、書面の「**戸籍謄本**」と、「**戸籍電子証明書提供用識別符号**」の合計2点を入手されるようご家族・親族さまに依頼してください。戸籍謄本を1通購入すると、電子符号を1つ無料で入手できます。

●マイナンバーカードをお持ちで、マイナポータルへアクセスできる方は、米国からご自身で Web 上より「**戸籍電子証明書提供用識別符号**」を入手することが可能です。

戸籍謄本の提出が必要なケースでも、当館へは「**戸籍電子証明書提供用識別符号**」のみお知らせいただければ原本を電子デジタルにて提出したことになり用途が済みますが、お客様側ではご覧いただけない情報となるため、ご家族・親族に依頼する場合は、必ず書面の戸籍謄本も同時に入手いただき、その全ページ写し画像を、Email 添付などで送ってもらうことで、戸籍に記載されている情報をご自身でもご確認ください。

(1)符号(16桁数字)は発行から3カ月のみ有効ですが、その間は同一戸籍のご家族の旅券申請を行う場合や、証明申請など様々な用途にも何度でも利用できます。

(2)電子申請では、「**戸籍電子証明書提供用識別符号**」を入力する箇所がありますので数字を入力します。→

書面申請では、ご来館より事前に当館へ16桁を Email (passport@dt.mofa.go.jp) にて、申請者さまの氏名と併せてお知らせください。

 海外旅券電子申請システム

申請内容入力

戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) の提出方法 必須

オンラインで提出します。 在外公館の窓口で提出します。

オンラインで提出する場合は、以下にチェックを入れ、マイナポータルまたは市区町村の窓口で取得した16桁の戸籍電子証明書提供用識別符号を入力して下さい。
※在外公館窓口での戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書) の提出は不要です。

戸籍電子証明書をオンラインで提出することに同意します。

戸籍電子証明書提供用識別符号 **必須**
半角数字16桁

(3)従来どおりの書面の戸籍謄本を米国へ郵送等にて取寄せる場合は、発行から6か月まで、旅券の手続きにご利用いただけます。1通の提出で、同一戸籍に記載されている複数のご家族の申請を同時に行うことができます。申請のタイミングがずれる場合は別途、新たな戸籍謄本の提出が必要です。戸籍謄本の全ページ写し画像を、「その他添付書類」からタイトルを「戸籍謄本写し」として添付します。当館で拝見した後に原本を送付提出いただくよう別途、依頼しますので当館へ送付提出ください。

(了)